

# 新型コロナウイルス感染予防対策

2020年4月10日

株式会社タシマ創健 幡中 幹生

会員の皆様には新型コロナウイルス（以下コロナと記述）に関する予防対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。首都圏の感染者数増加に伴い、ついに政府の緊急事態宣言が発令されました。

いま誰もが不安を抱えていると思います。

国の方針では自治体ごとに3つのカテゴリーに分類し、対処していくことが決まりました。感染拡大警戒地域ではない尾道の我々が、現時点で最も重点を置いて対処していくことは、クラスター（集団感染者）を施設内で発生させないということです。

3月20日、尾道で感染者の一報を聞いたときに最初に考えたことは「もし、感染者が弊社の施設を利用していたら」ということです。通常、感染者の利用が施設で確認された場合、2週間の営業停止は免れないでしょう。それ自体は最悪なことではありません。最悪な事態とは当施設からクラスター（集団感染者）が出るということです。（幸い尾道地区でのクラスターは未発生）

現在、東京や大阪では誰が感染していてもおかしくない状況といわれています（多くの方はコロナに感染しても軽症、あるいは症状が出ない）。広島県はまだ感染者が少ないといえども、一人一人が自分も感染しているかも、そして自分が感染源になるかもしれないといった慎重な姿勢で日々を過ごすことが肝要で、その自覚が二次感染を防ぐことに繋がります。

集団感染（クラスター）の場所になりやすい条件とは？

換気の悪いところ（密閉）に、多くの人が集まり（密集）、近くで会話をしたり、声を出すこと（密接）の三密といわれています。

三密を避けて、コロナの感染から身を守る最善の方法として下記の取り組みを行っております。

## ① 施設について（換気と消毒の徹底）

- 1階受付、2階カウンターに手指消毒スプレー設置
- 清掃及び除菌消毒（マシン、ベッド、マット、ドアノブ、手すり等）
- 換気（1時間に1回、5～10分程度）

## ② スタッフの体調管理

- ・勤務開始前に発熱（37.5℃以上）せき・頭痛・倦怠感（体のだるさ）の症状がないか確認し、その症状が見られる場合は勤務を認めないこと
- ・店外から帰った際は手指消毒、うがいの徹底、マスクの着用を推奨

## ③ 会員様の体調把握

- ・会員様来店時に発熱（37.5℃以上）せき・頭痛・倦怠感（体のだるさ）の症状がないか確認し、該当する場合はご利用をお断りします。
- ・来店時と退店時には自身の感染予防のためにうがいと手の消毒の徹底をお願いしています。また、顔（目・鼻・口）を手で触る前には手の消毒をお勧めしています。

## ④ 早朝夜間、定休日の施設利用を禁止

- ・管理の目が届かないスタッフ不在の早朝夜間、定休日の施設利用を禁止しています。※緊急事態宣言に伴い、利用中止期間を延期しました。

※利用中止期間は **3月30日(月)～5月6日(水)** まで

## ⑤ ソーシャル・ディスタンシング（社会的距離）

- ・コアトレゾーンのマットと有酸素ゾーンのバイクの距離を離して、会員様同士の社会的距離を保っています。パーソナルサービスでもスタッフと会員様が過度に接触しないようにメニューの一部を変更しています。（風船の使用中止）

日本国内では、日毎に感染者数が増えています。緊急事態宣言の対象とされた七都府県とは異なり、現時点で感染拡大警戒地域に当たらない尾道では小中学校の登校が再開されました。

営業しても休業しても批判される中、会社は世界の情勢と未来の予測、尾道地区の感染状況とお客様やスタッフの声を鑑みながら、日々熟慮して営業継続の是非判断をしています。

これからも大切な会員様の命と安全を守るために、判断を見誤らないように広い視野と変化に対応する柔軟性をもって、朝令暮改も厭わない迅速な対応を行ってまいります。引き続きのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。